



夏休みイベント ～ネイチャークラフト～

木・竹を使った木工教室を行います。木のフォトスタンド、竹の水鉄砲のどちらかを作成します。講師は森林インストラクターの先生です。

●対象者 小学生（先着順）

※保護者同伴可

●日時 8月25日(木)・26日(金) 午後1時～4時（1人10分程度）

※雨天決行

※時間内随時受付

※材料が無くなり次第終了

●場所 ふるかわ公園〔御笠川〕

●参加費 無料

●必要なもの ◇帽子◇飲み物◇タオル◇紙袋

●服装 動きやすく汚れても良い服装

●問い合わせ先

◇(公財) おおのじょう緑のトラスト協会 ☎(558)1750

◇循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当 ☎(580)1886



木のフォトスタンド



水鉄砲で遊ぶ様子

ホットな

消費者 ニュース

235号

エステの「通り放題」は、 有償サービスと 無償サービスでできている？



相談事例

2年間通り放題放題で60万円という
脱毛エステを契約したが、今になっ
てみると高額な契約だったので、
中途解約を申し入れた。エステ店
から解約料を請求されたが、1カ
月間しかサービスを受けていない
割には、その額が高額すぎる。

アドバイス

◆多くのケースで、中途解約をす
るためには、既に受けたサービ
ス料金や解約料を支払う必要が
あります。金額に納得がいかな
い場合は、明細書を出してもら
いましょう。

◆通り放題であっても、「有償で施



術を受けられる期間・回数」を
限定した上で、それを超える期
間・回数を無償サービス（ア
フターサービス）としているこ
とが多くあります。通り放題と
している期間だけでなく、有償・
無償の期間、施術1回当たりの
単価を確認することも大切です。

●市消費生活相談（予約不要）

◇平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所
新館4階）☎(580)1968

◇土・日曜日、祝日 午前10時～
午後4時

消費者庁消費者ホットライン

☎188（局番なし）

●問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897